

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 千葉 盛

1 日時

令和8年3月18日（水曜日）

午前10時00分開会、午後0時4分散会

（休憩 午前10時39分～午前10時40分）

2 場所

第2委員会室

3 出席委員

千葉盛委員長、鈴木あきこ副委員長、岩崎友一委員、城内愛彦委員、高橋はじめ委員、菅野ひろのり委員、工藤剛委員、高田一郎委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

佐藤担当書記、畑中担当書記、関併任書記、伊藤併任書記、佐野併任書記

6 説明のため出席した者

佐藤農林水産部長、大森副部長兼農林水産企画室長、照井農政担当技監、
今泉農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、砂子田林務担当技監、
森山水産担当技監、村上技術参事兼畜産課総括課長、
筒井技術参事兼水産振興課総括課長、山田競馬改革推進室長、
工藤技術参事兼漁港漁村課総括課長、坂田技術特命参事兼農林水産企画室企画課長、
尾形農林水産企画室管理課長、臼井団体指導課総括課長、森団体指導課指導検査課長、
照井流通課流通企画・県産米課長、高橋農業振興課総括課長、
櫻田農業振興課担い手対策課長、鈴木農業普及技術課総括課長、
稲田農業普及技術課農業革新支援課長、黒田農村計画課企画調査課長、
吉田農村建設課総括課長、柏原農産園芸課総括課長、日影農産園芸課水田農業課長、
佐々木畜産課振興・衛生課長、高橋林業振興課総括課長、高芝森林整備課総括課長、
成松森林整備課整備課長、小川森林保全課総括課長、野澤水産振興課漁業調整課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

（1） 請願陳情の審査

ア 受理番号第85号 農作物被害防止のためのクマ、シカ捕獲等を求める請願

イ 受理番号第87号 オーガニック食材（有機農産物）の利用促進を求める請願

(2) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○千葉盛委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、請願陳情の審査を行います。受理番号第 85 号農作物被害防止のためのクマ、シカ捕獲等を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○櫻田担い手対策課長 農作物被害防止のためのクマ、シカ捕獲等を求める請願について、お手元にお配りしております資料により御説明いたします。

1 枚おめくりいただきまして、1 ページ目の目次に記載の 5 項目について、主要な部分を説明させていただきます。

まず、2 ページ目をお開き願います。岩手県における農作物被害の額についてですが、農作物被害額は近年増加傾向でしたが、令和 6 年度は前年から約 1 億円減少し、約 4 億 1,000 万円となりました。令和 6 年度は、被害額が最も大きいニホンジカで約 2 億 4,000 万円、ツキノワグマは約 3,000 万円となりました。

3 ページをお開き願います。鳥獣被害対策の基本についてですが、鳥獣被害対策は、とる——捕獲、まもる——侵入防止対策、よせつけない——生息環境管理の 3 本柱が基本です。

4 ページをお開き願います。鳥獣の捕獲許可についてですが、ニホンジカ及びツキノワグマについては、鳥獣保護管理法第 7 条の 2 の規定に基づく第二種特定鳥獣として、個体数の増加を抑え、科学的かつ計画的な管理を実施することにより、農林業被害の低減等を図ることを目的にシカ管理計画及びツキノワグマ管理計画を策定し、この計画に基づき、捕獲を実施しています。

これらの計画では、捕獲の対象地域は鹿、ツキノワグマとも県内全域を対象とし、また捕獲目標は鹿では年間 2 万 5,000 頭以上、ツキノワグマでは、毎年度ツキノワグマ管理検討協議会において捕獲上限数を決定しており、令和 7 年度は市町村の要望を踏まえ、捕獲上限数を超えた捕獲について了承されたところです。

5 ページをお開き願います。捕獲許可については、有害鳥獣捕獲を行う場合、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項に基づく許可を受ける必要があります、ニホンジカは市町村が捕獲許可、ツキノワグマは県が捕獲許可を行っています。

有害鳥獣捕獲に係る許可基準について、有害鳥獣捕獲においては被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合についても許可され、許可の期間は原則として被害が生じている期間としています。ツキノワグマについては、予察による捕獲は認めてい

ません。

6 ページ目をお願いします。農作物被害防止に向けた取り組みについてですが、まず本県の取り組みについては、県では鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、とる、まもる、よせつけないの取り組みを推進しており、これらに必要な経費について、令和8年度当初予算案では約5億1,000万円計上し、令和7年度と比較して約1億円増となっています。

具体的には、とるでは、市町村等が実施する有害鳥獣の捕獲活動や鹿特別対策、熊特別対策の取り組みを支援するとともに、県が主体となり鹿等の広域捕獲活動の実施。まもるでは、市町村等が実施する侵入防止柵の整備を支援するとともに、県において新たな侵入防止対策技術の開発。よせつけないでは、市町村等が実施する放任果樹の伐採等の支援をすることとしています。

これまでの取り組みのうち、鹿及びツキノワグマの県全体の捕獲頭数は、令和6年度は鹿は2万7,485頭、ツキノワグマは450頭であり、また本年度のツキノワグマの捕獲頭数は令和8年1月末現在の速報値で1,184頭となっております。

7 ページをお願いします。侵入防止対策の取り組み状況については、令和6年度までに侵入防止柵約1,415キロメートルの設置を支援しており、令和7年度は11市町において約64キロメートルの設置を支援しました。

こうした取り組みに加え、一層の効率的かつ効果的な被害防止に向け、新たな侵入防止対策技術の開発にも取り組んでおり、令和8年度はワイヤーメッシュ立体柵の開発、実証を行うとともに、恒久電気柵と鉄鋼スラグ舗装を組み合わせた省力的な管理技術の開発、実証を行うこととしております。

8 ページをお願いします。いわての森林づくり県民税の令和8年度当初予算案では、新たに森林に関連する安全、安心な県民生活に資する取り組みを柱に加えて、野生動物の人の生活圏への出没抑制のための環境整備を進めることとしております。

9 ページをお願いします。令和8年度の取り組みとしては、地域住民等が主体的に取り組む、里山林などの森林整備活動等や、市町村が行う緩衝帯整備への支援を行うとともに、新たに他部局と連携し、熊等の移動経路となり得る県管理河川や、出没が見込まれる県有施設周辺における樹木の伐採等に取り組むこととしております。鹿、熊の捕獲については、いわての森林づくり県民税事業の対象としており、さきに説明しました農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金等で実施することとしております。説明は以上です。

○千葉盛委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○城内愛彦委員 説明を聞いて、以前もお話をさせていただいたのですが、そもそも農作物被害額のここに出ている数字というのは氷山の一角ではないかと私は考えています。というよりも、そう聞いています。泣き寝入りしている方々がたくさんいる。被害届の受理の方法をもっと簡素化して、どんどん正確な数字をつかまえないと、傾向と対策というのはなかなか整わないと思うのです。しっかりとした被害額と、それに合わせた対策を講ずるというのは、私はあるべき姿だと思うのですが、その辺の考え方はどうでしょう

か。氷山の一角の見えない部分が皆さんには多分届いていないので、こういう数字になると思うのですが、その辺は雑駁でも、大ざっぱでも捉えていないのかをお伺いしたいと思います。

○**櫻田担い手対策課長** 被害額の調査につきましては、農林水産省が示しております調査の基準に基づきまして、各市町村において調査を実施していただいているものであります。その調査においては、例えば市町村職員が現地に出向く、また聞き取りをする、そのほかに農作物共済組合の調査も参考にする等、幅広く調査を把握することとなっております。こうした取り組みを市町村と連携しまして、しっかりと調査して、把握に努めてまいりたいと思っておりますし、調査結果に対してどのような対策が必要かというところを市町村と連携しながら検討していくこととしております。

○**城内愛彦委員** 以前も農林水産委員会でお話しさせていただいたのですけれども、私が住んでいる宮古地区では農業共済組合とか警察とか保健所、あと捕獲する側と猟友会、そういう関係する方々に集まっていたいて、精度の高い数字を捉える。それぞれの立場で感じている、受け止めている情報というのは、たくさんあると思うのです。そこをしっかりと精査していかないと、さっき冒頭でお話ししたような目標設定も、実は曖昧ではないけれども、なかなか実態に合ったものにはなっていないと思っています。

今後ますます里山から人がいなくなれば、鹿であつたり熊であつたりというのは、イノシシもそうですけれども、どんどんふえる傾向にある。確かに数字的に収まったという評価はしていますけれども、実態ともそごがあると言わざるを得ないと思っているので、ぜひそこはしっかりとそういう連携も図りながら、より真に迫るように実態を調査してほしいと思います。

○**工藤剛委員** この請願の中には、電気柵設置区域では熊は穴を掘り、鹿は飛び越えて侵入する場合があるとうたっているのですが、確かにそういうことは予想されるのですが、実際に今、例えば電気柵を設置したところで、熊が穴を掘ってあまり役に立たなかったとか、鹿が飛び越えて電気柵が役に立たなかったという事例は県に情報が入っているか、その辺を教えていただけますか。

○**櫻田担い手対策課長** 電気柵の設置状況についてですが、今年度、農業改良普及センターあるいは市町村と一緒に現場の調査もしておりまして、その中で例えば電気柵の高さが対象の鳥獣に効果を発揮する高さになっていない場合があつたりとか、電気柵の下の方にはかなり空間が空いていて侵入しやすくなっている場合、また下草が電気柵に漏電していると、要するに電気のショックを受けないということになってしまいますので、そういった場合が見られており、適切な設置や維持管理が行われていないというのもありました。そのため、電気柵の効果が発揮されていないというところを把握しておりますので、そういったところを引き続きフォローをしながら、適切な設置方法、管理方法について普及を図っていきたいと考えております。

○**工藤剛委員** ありがとうございます。ということは、適切な設置方法なり管理なりして

いると、ある程度のところはやはり防げるという感覚でよろしいのでしょうか。

○**櫻田担い手対策課長** 例えばカメラで設置している場所をずっと撮影したりしていると、熊も電気柵に触れた途端にちゃんとショックを受けて退散するということが撮られておりまして、そういったものも研修会等で周知しているところです。

○**工藤剛委員** ありがとうございます。

もう一点、ここの請願の中には、春先の捕獲を含めというような話も出ているのですが、例えば年間を通して考えた場合に、捕獲できない期間とか捕獲してもいい期間というのは分かれているのですか。

○**櫻田担い手対策課長** 捕獲許可については環境生活部の所管になりますが、原則として被害が生じている時期とされております。許可する時期を定めているものではなくて、原則として被害が生じている時期であり、最も効果的に有害獣捕獲が実施できる時期であれば、捕獲が許可されるということになります。

○**菅野ひろのり委員** 請願事項の2のいわての森林づくり県民税を活用してというところに対して、確認したいと思います。

まず、いわての森林づくり県民税条例を見ますと、第1条に公益的機能云々と、発揮するため、保全に関する云々というように書いてあるわけですが、この請願事項の2はいわての森林づくり県民税を活用して環境整備あるいは食害防止、捕獲強化を進めることというようになっているのですが、税のあり方としてはどこまでこれが適用できるものなのか。例えば令和8年度事業の中だと、刈り払いとか、そういうのは理解できるのですが、どこまでこれは許されるものなのかを伺いたいと思います。

○**高橋林業振興課総括課長** いわての森林づくり県民税は菅野ひろのり委員御指摘のとおり、森林の公益的機能の維持増進を図るため、森林環境の保全に関する施策に要する費用に充てているということで、人の生活圏への出没抑制のための環境整備に今回充てているところです。熊や鹿の捕獲につきましては、農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金で実施しているということで、いわての森林づくり県民税の対象としていないというところでもあります。

○**菅野ひろのり委員** そうしますと、あくまでも森林の環境整備のところには充てられるけれども、捕獲等については、いわての森林づくり県民税は活用できないという理解でよろしいですか。

そうすると、この条例の改正等は必要ないという認識でいいのか確認します。

○**高橋林業振興課総括課長** 条例等の改正ですけれども、いずれ熊等の捕獲にいわての森林づくり県民税を活用することにつきましては、現在、鳥獣被害防止総合対策交付金により実施している中で、さらに充当しなければならない財政上の理由とか、あとはいわての森林づくり県民税の趣旨に合致するか等について、やはり十分に整理した上で、広く意見を伺いながら議論していく必要があると考えております。

○**千葉盛委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 ほかになれば、本請願の取扱いを決めたいと思います。

本請願の取扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 意見表明がある方は併せて発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 では、皆さん採択ということで進めます。採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第 87 号オーガニック食材（有機農産物）の利用促進を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を行います。

○鈴木農業普及技術課総括課長 オーガニック食材（有機農産物）の利用促進を求める請願について、お手元にお配りしております資料により御説明いたします。

1 ページ目でございます。目次の 8 項目に従いまして、有機農産物等をめぐる国の動向及び本県の取り組み等を御説明いたします。

2 ページをお開き願います。上段、黄色い枠内に有機農業の定義であります。国際的な食品規格を策定しているコーデックス委員会では、生物の多様性、生物学的循環及び土壌の生物活性等、農業生態系の健全性を促進し強化する全体的な生産管理システムとしています。

国では、有機農業の推進に関する法律において、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境負荷をできる限り低減した生産方法を用いて行われる農業としております。

有機農産物は、有機 J A S 規格の基準に従って生産された農産物であり、第三者機関が検査し認証された事業者は有機 J A S マークを使用し、有機、オーガニック等と表示ができます。

3 ページをお開き願います。国が令和 3 年に策定したみどりの食料システム戦略では、2050 年までに耕地面積に占める有機農業の割合を 25%に拡大することとしています。

4 ページをお開き願います。全国の有機農業の取り組み面積は、令和 5 年度末で約 3 万 5,000 ヘクタールとなっており、このうち有機 J A S 認証を取得している農地は約 2 万 2,000 ヘクタールとなっています。

5 ページをお開き願います。学校給食で有機農産物等を利用している市町村は、令和 5 年度末に全国で 278 市区町村となっています。

6 ページをお開き願います。県では、みどりの食料システム法——環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づき、令和

5年3月に全市町村と共同で環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画を策定しました。この県の基本計画では、環境負荷低減に取り組むみどり認定農業者数や有機農業の取り組み面積などの目標を掲げており、有機農業の取り組み面積は着実に増加しております。なお、参考として下に表記しておりますが、国が公表している本県の有機JAS圃場の面積も増加しております。

7ページをお開き願います。令和6年度に実施した県内給食施設における県産農林水産物の利用実態調査によると、学校給食における県産食材の利用割合は約7割となっております。

8ページをお開き願います。学校給食における有機農産物の活用状況を見ると、回答のあった107校のうち12校が活用しており、81校が活用していないとしています。活用していない理由として、価格が高い、仕入れが困難、量や規格がそろわないなどの理由が挙げられております。

9ページをお開き願います。ここからは、県基本計画に基づく有機農業の推進に向けた取り組みを御説明いたします。有機農産物等の栽培管理や認証制度の助言、指導を行うアドバイザーの登録、派遣を行うとともに、有機農業技術の実証や実践者の増加に向けた研修会の開催、新たに有機農業を開始する農業者への支援を行っています。

10ページをお開き願います。オーガニックビレッジについて、市町村による有機農業の面積拡大に向けた技術の実演会や有機農産物のPR、学校給食への利用など、地域ぐるみで生産から消費までの一貫した取り組みを支援するとともに、課題解決に向けた意見交換を実施しております。

また、生産者と消費者、実需者との交流等を実施するため、市町村や有機農業実践者と連携し、有機農業、有機農産物をPRするオーガニックフェスタや、県産食材の利用拡大に向けたマッチング交流会の開催のほか、学校給食地産地消推進研修会において有機農産物等の利用を呼びかけています。

11ページには、参考として国の農薬登録制度の概要資料を掲載しております。説明は以上です。

○千葉盛委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○高橋はじめ委員 御説明ありがとうございます。小学校でのオーガニック食材の利用促進ということで、それには作付面積がまだ十分そろっていないとか、あるいは価格の問題等があるということもありました。オーガニックは、生産段階でかなり手間がかかるということもあるし、私も無肥料、無農薬の米をつくったり、試験的にやっていますが、収量もかなり少ないということで、費用対効果の観点から本当に無肥料、無農薬栽培が可能なのかと考えたときには、つくる側は大変だと思うわけです。いずれ私たちの食と健康を考えたときに、やはりこれからは有機農業をさらに拡大させていく必要があるのではないかと思っております。

そういうことから含めて、全国的に例えば小学校でオーガニック食材を活用するときの

補助金とか、支援体制とか、そういったものはやっているところもあると思いますが、私はまだ調べておりませんが、農林水産部としてその辺のところは調査されているのでしょうか。

○**照井流通企画・県産米課長** 全国各地での補助事業である支援策については、現在のところ全て把握している状況でございません。

○**高橋はじめ委員** 健康に注意をして生活している収入のある方については、自分の経済力に合わせて、それを活用していると思いますけれども、学校の給食となると、これは公的な施設のところでありますので、それに対する普及をやっていくためには、さまざまな支援策というのにも必要になってくるのではないかと思います。それらを含めて、ぜひ今後、情報収集していただきながら、次年度以降にその辺の支援策等も検討していただければと思います。

また、いろいろなPRもされているというお話ですが、新年度について何か計画がありましたら、お伺いしたいと思います。

○**照井流通企画・県産米課長** 県では、有機農産物の利用に向けまして、生産者と事業者との相談機会であるいわて県産食材マッチング交流会を令和4年度から実施しております。有機農産物の生産者に対して、この交流会への参加を働きかけるほか、学校給食における有機農産物の利用については市町村が取り組みの主体となりますことから、有機農業の生産から消費までを試行的に行うオーガニックビレッジの取り組みを市町村に働きかけていくこととしております。

○**高橋はじめ委員** オーガニックビレッジについては、今のところ一関市、花巻市、遠野市の3市ということでしょうか。ほかに検討している市町村は、県内であとのどのぐらいあるのですか。

○**鈴木農業普及技術課総括課長** オーガニックビレッジの取り組みにつきましては、今、高橋はじめ委員から御指摘があったとおり、一関市、花巻市、遠野市の3市で取り組みが進められているところです。今後新たな拡大に向けて、広域振興局、そして市町村に声かけをしているのですが、現時点で令和8年度に手挙げをするというところはまだございません。引き続き、オーガニックビレッジの取り組みが重要だと考えておりますので、推進していきたいと考えております。

○**高橋はじめ委員** 岩手県でもフラッグシップ米ということで、銀河のしずくとか、いろいろつくっていただいておりますが、その中の一つにオーガニックの関係の農産品も、岩手県の特徴ある農産物というか、そういう取り組みも今後売りにしていく、そういう時期に来ているのではないかと思います。その辺についてはどういう認識があるのでしょうか。

○**照井流通企画・県産米課長** 学校給食の地場食材の利用率を高める取り組みについてですけれども、学校給食における地場食材の活用に向けては、学校栄養士、公益財団法人岩手県学校給食会、それと県、県教育委員会事務局との間で現状や課題等を共有するための

意見交換会を開催したところであります。

意見交換会で、給食センターでは大量の食材を必要とするため、個々の生産者との調整が難しいであるとか、安定的な数量の確保とかスムーズな納品のための複数の生産者とか流通業者をまとめる組織が必要ではないかといった意見をいただいているところです。

こうしたことから、令和8年度は、地場食材の利用促進に取り組む市町村をモデル地区として設定しまして、地域の学校給食関係者に対しまして専門家派遣等を行い、地場食材の安定的な供給体制の構築を支援することとしております。

○高橋はじめ委員 わかりました。ありがとうございます。いずれ成長期の子供ですので、可能な限り安心、安全の食材、それから目に見えるところでの生産ということを考えれば、地産地消、地元食材の調達というところが非常に大事になってくると思いますので、引き続き積極的な取り組みもお願いしたいと思います。

○工藤剛委員 私は、オーガニック食材そのものを否定する立場ではないのですが、今回の請願に関して、請願趣旨のところでは少し納得できないところがあるので、教えてほしいのですが、今回の趣旨の部分では農薬が子供の精神神経系の発達に影響をもたらすということとか、日本と韓国は農薬使用量が世界的に抜きん出ているとか、要はとにかく健康に被害を及ぼすおそれがあるということを強調して、だからオーガニック食材を給食に使うべきだというたてつけになっています。

ただ私もJA——農業協同組合とか、産直に出荷している組合の方ともいろいろな話をすると、正直農薬を使っているけども、出荷する時点で農薬の健康被害に対する結構厳しいチェックをし、もしもそのチェックに違反した場合は、何日間の出荷停止という厳しい制限まで設けている組合もあります。

だから先ほど言ったように、オーガニック食材を使うことを否定するというのではなくて、この請願の趣旨ですと、今ある食材がいかに健康被害を及ぼしかねないみたいに受け取れるというところでお聞きしたいのですが、いわゆる今出ている食材をそのまま使ったときに、やはり子供の健康に影響が出るかどうかという部分に関して、県はどのように捉えていますか。

○鈴木農業普及技術課総括課長 まずは、農薬についてですけれども、農薬につきましては、国による農薬登録という制度があります。その登録制度の中では、まず安定的な食料生産のために病虫害、雑草の防除効果を確認するということが必要であります。また、人の健康や環境への影響など、さまざまな視点での試験もメーカー等は実施しております。そうした試験成績をもって国に申請をして、審査が行われ、安全と判断された農薬だけが登録されているということでもあります。また、そうして登録された農薬につきましては、使用者、農業者が定められた使用方法に従って使用することで安全が確保されるといった考え方で成り立っているものであります。

県としては、農薬の安全かつ適正な使用を推進するために、農作物の安定生産に必要な農薬の効果的な使用法、化学農薬のみに頼らない総合的な防除方法ですとか、そういった

ものを盛り込んだ技術資料を毎年度作成しております。その資料に基づきまして、指導者、農業協同組合の指導員や、我々農業普及員ですとか、そういう人たちによる地域の防除暦の作成ですとか、防除指導をしっかりとやることによって安全の確保を推進していこうというように考えているものであります。

○**工藤剛委員** ありがとうございます。ということは、やはりオーガニック食材は安全だというのはそのとおりなのかもしれませんが、今実際に出回っている、そして給食に使われている食材であっても、直ちに健康被害が出るというレベルではないということで県も認めてというか、そういう指導をしている、認識をしているという解釈でよろしいのでしょうか。

○**鈴木農業普及技術課総括課長** 先ほどの答弁でも触れましたけれども、登録された使用方法によって正しく使われた農産物については、国の使用基準で認めているとおり、安全であるというように捉えております。

○**千葉盛委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉盛委員長** ほかになければ、本請願の取扱いを決めたいと思います。

本請願の取扱いはいかがいたしますか。では、意見表明のある方は発言願います。

○**岩崎友一委員** 我々としまして、今、工藤剛委員から質問があったように、この請願事項もそうだし、オーガニック食材そのものに頭から反対するつもりは全然ありませんが、この請願の趣旨を読んでいくと、農薬イコール悪といいますか、ここに書いてある子供の発達障がいをもたらすとか、こういった部分のエビデンスについて、会派でもさまざま協議したのですが、これはエビデンスがないといいますか、県の答弁でもそこまで踏み込んだ答えではありませんでしたが、影響はないという認識だと思います。この辺が我々の認識と大きく違うということがありまして、自由民主党としては会派で協議した結果、こういった部分——あと国の方向性に関しても、国としてもどんどんオーガニック食材を広めていこうという方針だろうと思いますが、逆行し、とか、何か少し問題があるのではないかと感じてまして、この請願に関しては不採択というのが自由民主党の結論です。

○**高橋はじめ委員** 私は、採択ということで表明させていただきます。

いずれ欧米では、禁止になっている農薬のいろいろな成分がありまして、その成分が日本ではまだ禁止になっていないということがありまして、それらをもう少し精査して、それが含まれている農薬は使用禁止というようなことも、やはり国としては取り組んでいく必要があると思っています。そのところが日本ではまだ欧米と比較しておかれているということです。

それらの心配をはねのけるというか、それらを払拭する意味では無肥料、無農薬というか、オーガニックと、有機栽培に切り替えていくというのが一番安心であろうというように思っております。あとはいろいろなエビデンスの問題もありますので、それはまた後ほどいろいろなところから出てくるとは思います、いずれ請願採択ということでもあります。

以上です。

○高田一郎委員 私も、この請願は採択すべきだと思います。食の安全の問題も、いろいろな議論がありましたけれども、日本の農家、食料生産を担っている生産者というのは、国の農薬残留基準に基づいて適切な使用を行って農業生産に励んでいると思います。

ただ、日本の食料自給率というのは4割を切っている中で、大変な輸入大国になっているのです。先ほど高橋はじめ委員からお話があったように、日本の農薬基準というのは非常に緩くて、日本では認められていない、いわゆる食料生産した後に農薬を散布するという、そういうポストハーベストがやられている米とか、あるいはジャガイモとか、その他たくさんありますけれども、日本に輸入してくるときには農薬を散布して輸入をしてくるという状況になっています。

しかも、民間団体の調査によっても、輸入米とか、あるいはジャガイモとか、そういった輸入食材の中に日本で使われていない農薬が使われていたとか、そういう問題は明らかになっているのです。ですから、より安全な有機食材を学校給食に使うということは非常に大事なことで、令和7年に策定されましたいわて農業生産強化ビジョンにおいても、岩手県の有機栽培の農家をふやしていくと、先ほどの説明でも、現在295ヘクタールから450ヘクタールに拡大をしていくと、そういう意味では有機栽培の農家というのは生産しただけではなくて、それが売れなければ、この面積だってふえていかないので、そういう有機農業でつくった食材をふやしていくためには消費者を拡大していく。そのためには、学校給食、公共調達というのが非常に大事になっていくと思いますので、そういった意味を含めて有機食材を学校給食に拡大していくという請願の趣旨は、私は妥当だというように思いますので、採択すべきだということを主張したいと思います。

○千葉盛委員長 ほかに意見表明の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 では、一回、暫時休憩させていただきます。

〔休憩〕

〔再開〕

○千葉盛委員長 再開いたします。

採択、不採択との意見がありました。

本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○千葉盛委員長 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○城内愛彦委員 先ほどの話にも少し関連するのですが、農林水産業分野の事業に対する評価のあり方、設定の仕方ということをお伺いしたいと思います。

まず皆さんは1年間、あるいは何年分の計画の中での目標の設定というのは、できる範囲でやるのか、それとも例えば県民からの要請で目標設定しているのか、その辺はどういう形での目標設定をされているのか、お伺いしたいと思います。

○坂田技術特命参事兼企画課長 目標設定についての御質問でした。まずは、一般的なお話といたしまして、いわて県民計画（2019～2028）第2期政策推進プランの中では、農業、林業、水産業、各分野の1経営体当たりの産出額、農林水産物の輸出額などを関連資料として、加えまして新規就農者の人数や水稻のオリジナル品種の作付面積、肉用牛の繁殖農家1戸当たりの飼養頭数、サケ・マス類の海面養殖の生産量などを具体的に推進方策の資料として設定しております。

また、政策推進プランを構成する各事業につきましては、毎年度実施する事務事業評価結果も踏まえまして、活動内容の指標や成果指標を設定しているところであります。この活動内容指標や成果指標の設定に当たりましては、当該事務事業の推進や具体的推進方策など50指標の成果を反映できるよう、毎年チェックをするという部分と、あとは外部からの意見も聞きながら、そういった部分に留意しながら設定しているところであります。

○城内愛彦委員 そこで、私がこの間いろいろな面で、例えば農家ももうかって幸せな経営体になっていけば、どんどん後継者もふえていくのではないかという基本的なスタンスでお伺いしているのですが、現状を見ると、なかなかそうではない。今の目標設定の仕方を見ると、ある数字上、本当にカーボンコピーのコピーをしていくと、最初の理念からどんどんぼやけていってしまっていて、本質がずれてきているのではないかと感じるのです。そういうことに真摯に目を向けていかないと、なかなか岩手県の農業に明るい未来はないと言わざるを得ない。農業だけでなく農林水産業はまさに岩手県の産業の目玉だと思っているので、皆さんの仕事のための目標設定でなくて、現場サイドに立った目標設定をしてほしいと思うのです。

評価のあり方も、例えば各市町村からの要望であつたり、いろいろなのがありますがけれども、それに対して皆さんは常にAとかBという高い評価をしているのですが、現場からはなぜこれがAなのかという素朴な疑問が我々に投げかけられます。ぜひ今後指標を設定する、目標を設定する際には、少し踏み込んだという言い方は変ですが、そういう部分を含めて考えられないものかと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○坂田技術特命参事兼企画課長 今、城内愛彦委員からお話がありました、事務事業評価で設定いたしました指標が上位の具体的推進方策の指標やいわて幸福関連指標の評価と異なるというか、ずれが生じているケースは具体的にあると思っております。

まず、その理由といたしまして、例えばアクションプランは4年間の目標値を設定するのですが、事務事業評価は目標値を毎年見直して設定するものですから、アクションプラン自体は計画的に長く見ているのですけれども、事務事業評価はより短いスパンでやっていくことなので、割と成果はふやしているのだけれども、なかなかアクションプランの実績につながらないというケースがあります。

もう一つは、いわて幸福関連指標というのは結構高い数値目標というか、項目だと割とこういうようにしたいという目標設定をしているものですから、ある一定の時間がかかるという部分もありますが、いずれ社会情勢の変化や関係市町村とか農林水産委員会の皆さんの御意見をしっかりお聞きしながら、そこはより生産者にとっていいものになるように頑張っていきたいと思います。

政策企画部からも、アクションプランについては、少しずつというか、ギャップがあるという通知が出されております。いわて幸福関連指標の中でも、なかなか成果に結びついていない部分もあるということですが、いずれ農林水産部、県といたしましては最終年度に向け、これから予算の話も出てきますが、頑張って予算を確保しながら、御要望も聞きながら、丁寧にやっていきたいと思います。

○城内愛彦委員 しっかりとした目標設定というのは、私は大事だと思います。その中でローリングをしていく。まず、守りに入るのではなくて、行動していかないといけない。それはもう県民のための計画であるべきだと思うのです。いろいろな計画はたくさん見てきましたけれども、なかなか現場の方々に直結しているのかという、時として疑義もあるし、こういう計画があると県民にお見せすると、ええ、そうなのかということが往々にしてあります。

ぜひ現場で頑張っている方々を支援するための、そういう目標設定であったり評価であるべきだと思います。皆さんの仕事のための目標設定ではなく、県民の幸せのためになる目標設定というのを、少しどこかさじを——ひとさじぐらいで、がらっと変わるような気がするのです。そういう考え方を今までお持ちではないわけではないと思うのですが、今立ちどまって少し考える時期ではないかと思うのですが、佐藤農林水産部長、その辺いかがでしょうか。

○佐藤農林水産部長 城内愛彦委員から現場サイドの視点に立った評価なり取り組みが大事だということで、この御意見については真摯に受けとめたいと思います。評価そのものは、指標を設定して、その実績を毎年確認して、という評価のほかに、やはり県民意識調査とか、それから外部情勢の変化も踏まえて総合的な評価を今評価システムとして実施している状況であります。

ただ、基本的にアクションプランも、それから農業分野で定めているビジョンも、毎年度、その実施結果、指標の状況なり、外部からの意見も聞きながら検証していくことが必要だと思っています。特にアクションプランについては、令和9年度から次の第3期のアクションプランということもありますので、こういった検証にしっかり取り組みながら、よりよい指標あるいは目標値、こういったところは検討していきたいと思います。

○城内愛彦委員 ぜひそこは、本当に頑張ってほしいと思っています。今頑張らないと、岩手県の農林水産業は大変な状況になると思っています。特に皆さんの扱っている分野というのは、自然災害であったり天候であったり、アクシデントだらけの中での目標設定をしなければならないという、本当に厳しい状況というのはわかります。うまく経済が回っ

たり天候がよくて、そんな年というのはなかなかないわけで、そういう中にあって、目標設定をするというのは、本当に大変だということをわかりつつも、あとそういう意味での予算の確保ということも私は大事だと思っています。予算に合った仕事をするのではなくて、今年はこれを目玉にしてというように——今年いいお米を県北地域でつくっていただきましたが、そのようなフラッグシップ米とかもそうですし、各分野でやってほしいと思っています。

不漁に打ち勝つ！シン・水産業リボーン宣言もそうなのですが、あれだってなかなか現場の評価というのはあまり上がってこないのです。そういうのを見ていると、本当に現場の声というのは何かという部分を少し集約して、短期的なもの、長期的なもの、中長期的なもので目標設定、こういうものをやるのだという意思表示、そういうものをしっかりと現場に届けることが必要だと思うのですが、予算の確保状況をぜひ伺いたい。

○坂田技術特命参事兼企画課長 予算の確保の御質問でした。その前に、先ほど農林水産物の成果指標について、天候や自然災害、あとは不漁、加えて、例えばALPS処理水の海洋放出をめぐる中国との関係など外的要素があります。その中での目標設定ですが、いずれ城内愛彦委員がお話ししたように、農林水産業者に向き合った目標設定をしっかりと進めていくことが大事だと思います。そのためにも、これから申し上げる予算の部分ですが、それについても農林水産委員会の皆さんとお話をしっかりとしながら、丁寧にやっていきたいと思っています。

令和8年度の当初予算案ですが、政策評価結果を踏まえまして、施策の必要性、有効性の観点から、農林水産部では事業の見直しを積極的に進めております。結果、新たに14事業を創設しております。拡充が30事業です。逆に縮減したり見直したりスクラップした事業もありますが、いずれ全部前向きに見直しさせていただきました。

具体的には、新規事業としてお話ししますが、各分野ごとに、農業分野では例えばビジョンの実現に向けまして、スマート農業技術とデジタル人材の育成を担う新事業として、いわて農業DX加速化推進事業。林野部門では、大船渡市林野火災からの復旧、復興に向けた被災木の再造林、下刈りに必要な経費も加えた、林野火災復旧対策事業費補助金がございます。水産業では、先ほどから不漁に打ち勝つ！シン・岩手県水産業リボーン宣言の話が出ていましたが、いずれ力強く進めたいと考えておりまして、中でも生産量が一番拡大しています、サーモンのブランディングを実施する県産養殖サーモンブランド化推進事業費などを盛り込んでいるところです。

加えて、昨今の物価高騰対策の部分でございまして、これにつきましては二つ。一つは原木シイタケがやはり厳しい状況ですので、キノコの栽培や、あとは先ほどのサケ、マスの海面養殖における生産コストの低減を図る取り組みを推進するため、きのこ栽培燃油等価格高騰対策支援事業費補助、要はボイラーの導入を手伝ったりするものです。あとはスマート水産業機器等導入支援事業費補助、これは自動給餌機などの導入という部分を盛り込んでいるところです。

よって、結果でございますが、令和８年度当初予算案で、前年度に比べて約４２億円増の５９１億円というような農林水産部の予算案となっております。分野別に、農業は約１９億円増の約３６９億円、林業は２１億円増の約１５０億円です。水産業は約２億円増の７２億円ですが、いずれ取り組み的にももっと加速していきたいと思っております。

○城内愛彦委員 ぜひ本当に今の意気込みを大事に頑張ってもらいたいし、これはまさに県民に寄り添う、現場に寄り添う姿勢を示してほしいというところでもあります。

そこで、サーモンという話も出ましたので、私前回もお伺いしましたが、サーモンの養殖に対する、例えば本当にコスト高である今、餌について、岩手県の何か特産物を混ぜ込み、それを給餌することによって、ブランディングしていくという考え方があると思うのですが、そういった取り組みはされるのか。今やらないと、これからふえてくるだろうサーモン養殖に、いろいろな意味で影響があると思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○筒井技術参事兼水産振興課統括課長 本県におきますサーモン養殖でございますけれども、御案内のとおり、これまで順調に生産量が拡大しておりまして、そうした中、今後については主に県外でのより知名度向上ですとか、あとは競争力の強化を図っていかねばならないという認識の下に、令和８年度の当初予算案の中では主にＰＲ、ブランド化に関する予算を盛り込ませていただいたところです。

一方、今、城内愛彦委員から、これまでも度々御指摘いただいております餌の問題ですとか、そういった点につきましては、今後、これまで以上に各サーモン養殖の生産者の皆さんから意見を聞く機会を持ちたいと考えておりまして、そうした中で実際に生産されている方、あるいはその後の加工、流通に携わる方、そういった方の意見なども加えながら、今後必要な対策については具体的に検討してまいりたいと考えております。

○城内愛彦委員 最後にしますけれども、今の水産業の話だと、まだやっていないということです。現場では、どんどんサケが捕れなくなっているの、民間で養殖サーモンに取り組み始めているわけです。どうするかといったときに、これから話し合うでは、遅いと思うのです。ぜひその辺も含めて、これから現場がどのように動こうとしているかという意思に即してやっていかないといけない。めり張りがあるというのは、私はそういうところだと思うのです。今のままだと、同業他社の——今はいいです、それこそ漁業協同組合でやったり、いろいろな支援もしているからいいのだけれども、それだけでは背後にいる水産加工業者も間に合わなくなってくるから、ぜひそういうことも含めてスピード感を持って、これからこういうように一歩先に出るぐらいの感覚、感性を持って絶えず対応してほしいし、それが皆さんに今求められていることかと考えています。ぜひよろしくお願ひしたいと思いますが、最後に佐藤農林水産部長、よろしくお願ひします。

○佐藤農林水産部長 水産業、特に県産サーモンの話につきましては、先ほど水産振興課総括課長からも答弁しましたとおり、やはり生産量の拡大に伴ってのＰＲです。宮城県は断トツに多いのですが、次に青森県、岩手県で、２番手に来ていますので、ブランド化をしっかりと図っていくことと、それから自動給餌機の導入などの生産性向上、ハードとソ

フト一体で取り組んでいくということです。

それから、いわて水産連携推進会議も、これまでの水産の分野ではなかなかなかったような生産から流通、加工分野までの方が一堂に会して行っている会議ですので、こういった議論をさらに深めていきたいと思っています。

そして、農林水産部全体の話としまして、先ほど答弁しましたとおり、前年度よりも予算額をふやしております。短期ではなく、少し中長期も見てというところでも、農業はいわて農業生産強化ビジョン、あるいはいわて農村活性化推進方針策定を策定したところです。林業は、大船渡市林野火災から復旧計画が間もなくできます。水産は、不漁に打ち勝つ！シン・岩手県水産業リボーン宣言というものを宣言しました。こうした取り組みについて、県内の生産者が生き生きと、そして意欲を持って働くことができるように取り組んでまいります。

○岩崎友一委員 今予算のお話が出ましたが、確認させていただきたいのが、これまでの国の予算の組み方は、まず取りあえず当初予算を組んで、あとは補正予算でという一般的な流れだったのですが、高市内閣総理大臣はもう当初予算でしっかりと組んでいきたいと、これからですけれども、そういった方向性を示しております。ぱっと見、圃場の整備などは多分全く違う形というか、県にとってはプラス——メリットがあるのだろうと思うのです。国の予算が当初予算でしっかり組むことになった場合の農林水産部への影響は、プラスのほうが多いような気がしますが、仮にデメリットがあるのであれば、その辺を御教示いただければと思います。

○坂田技術特命参事兼企画課長 補正予算と当初予算の話、国の経済対策のお話だと思います。県とすれば、やはり当初予算でしっかり見せていただいて、それを年度の初めからやるというのが理想ではあると思います。ただ一方で、国はTPP——環太平洋パートナーシップ協定に対する経済対策の中で、あとは集中対策という中で、今年度であれば12月補正で、例えば基盤整備事業の予算は1割から2割くらい、増額でいただいております。そういう中で、どちらでもいいというものではないのですけれども、県とすればTPPに対する予算と当初予算が両方あるという中で、両方で要求している部分がありますので、それは手間暇という意味では少し事務的な部分が出ているということです。

以前、工藤剛委員からどうして減額補正となるのかという御質問もあったのですが、そういった手間暇がかかっているところです。いずれ国には年間4回から5回も、農林水産部長をはじめ、委員の皆さんと要望に行かせていただいています。その中で、岩手県は非常によくやっているという思いもありますので、そういった中で予算はいつでも確保していきたいと考えております。

○高橋はじめ委員 私からは2項目、お伺いしたいと思います。

初めに、高病原性鳥インフルエンザへの対応についてお伺いします。

令和8年2月に発生した高病原性鳥インフルエンザについてであります。まずお伺いしたいのは、令和7年1月に、盛岡市で4農場、軽米町で1農場ということで、相次いで

感染が発生して、およそ 120 万羽が殺処分されましたけれども、この処分に当たってどのような問題、課題が現出し、今回の高病原性鳥インフルエンザの発生では何が生かされてきたのかということについて、まずお尋ねしたいと思います。

○佐々木振興・衛生課長 令和 7 年度の問題、課題、それから今回の発生で生かされたことについてでございますけれども、令和 7 年 1 月に県内で 5 事例の発生しております高病原性鳥インフルエンザにつきましては、国の疫学調査チームの調査結果によりますと、発生鶏舎の天井、壁、床に複数の隙間、それから発生農場周辺でのカラスのねぐらが確認されたと報告されております。これらも踏まえまして、発生防止対策の一層の強化が必要とされたところであります。

このため、県では、昨年度の連続発生を踏まえ、平時から発生防止対策を強化し、養鶏農場に対して鶏舎内外の点検、修繕や、靴、衣服の交換、消毒の徹底のほか、立木伐採など、農場に野鳥を寄せつけない取り組み等を指導してきております。令和 7 年 9 月には、農場管理者を対象としまして連絡会議を開催し、各農場における優良事例の共有、専門家の助言を踏まえた対策の強化に取り組んでおります。また、国では、令和 7 年 10 月に飼養衛生管理基準を改正しまして、新たに大規模農場を対象とした鶏の尿やふんが乾燥して舞い上がった粉じんが鶏舎内へ侵入することを防ぐ対策ですとか、発生リスクが高い地域として指定する大臣指定地域における消毒薬の備蓄、野鳥の生息状況の確認を義務づけたところでありました。

本県では、この大臣指定地域に指定されたところでありますので、昨年 12 月の補正予算により消毒薬など資材の備蓄を支援したほか、令和 8 年度にはドローンを活用した鶏舎の点検や入気口へのフィルターの設置への支援など、対策を強化することとしております。現時点では、今シーズンの発生は 1 例のみとなっております。発生防止対策の徹底につながっているものと考えております。

○高橋はじめ委員 発生要因としてカラスというお話がありました。渡り鳥によるものというのがこれまでの通例というか、そういう捉え方になりますけれども、カラスという日常、年中通っていますので、それに対する取り組みというのはやってきたと思うのですが、その辺りに多少目が届かないところがあったということなのかと、今お話を聞いていました。9 月に行った連絡会議についての参加状況はどのようなのですか。

○佐々木振興・衛生課長 9 月の連絡会議につきましてですけれども、国の関係者から提言をいただくとともに、家きん疾病の国の対策委員になっております先生にも参加をお願いしまして、優良事例、それから実際に養鶏農場、具体の戸数はお示しできませんけれども、実際の農場の方も参加いただきまして、各農場で取り組んでいる事例を発表していただき、それについて国の専門家の方等の意見をいただきながら協議して、対策強化に努めてきたところであります。

○高橋はじめ委員 ありがとうございます。いずれさまざまな調査研究をやって、方向性が出たものについては、できれば県内の養鶏場全てに共有していただいて、同じような取

り組みをしていただかないと、ところどころ情報が漏れたりして、対策もできなければ、またどこからほころびが出て問題が発生する、再発するような気がしますので、ぜひその辺りをもう少し丁寧をお願いできればと思います。

それから、今回の発生農場における今後の事業再生計画、それから再発防止対策、これらについてはどのように進行しているのか気がかりでして、早めの対処をしていただいて、ほかの近隣の養鶏場に広がらなかったということで、移動も順次解除されて、移動禁止も解除されているのは非常にいいと思っておりましたけれども、その辺については今知り得る上でお知らせいただければと思います。

○佐々木振興・衛生課長 発生農場におきます今後の事業再開、再発防止対策等についてですけれども、発生農場での防疫措置は、飼養する全ての鶏を殺処分して、鶏ふんや餌等を埋却等の処理を行いました。それから、鶏舎や敷地等の清掃、消毒を終えた時点で、発生農場における措置が完了となります。その後、発生農場の消毒を繰り返し、周辺農場での検査により異常がないことが確認できた場合、防疫措置完了から21日以上を経過した後に移動制限区域を解除することとなります。移動制限区域の解除後には、県では農場内の床や壁等から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されないことや、衛生管理が適切に実施できること、堆肥を3カ月間静置することを確認した上で、清浄性の最終的な検査で陰性が確認された場合に経営再開が可能となります。

発生農場におきましては、今後ドローンを活用して鶏舎の屋根などの高所部分から野鳥の侵入の可能性がある隙間がないか等を点検するなど、再発防止対策に取り組んでまいります。

○高橋はじめ委員 再建というか、いつ頃からまた採卵できる状況になっているかという情報はありますか。

○佐々木振興・衛生課長 農場の再開につきましては、先ほど答弁の中で触れましたけれども、現在堆肥の処理がございまして、その期間として3カ月を静置するというのがございます。ですので、3カ月間は再開できない。その間に農場の消毒などをしながら、農場の再開の計画等も踏まえながら、今後の経営再開に向けては農場と調整しながら進めてまいりたいと思います。

○高橋はじめ委員 わかりました。いずれ消費者という立場では、卵の流通量と価格という問題が非常に気になりますので、早期に再開していただければと思います。

それから、野鳥対策については、よく言われているのは鶏ふんとか、あとほかの畜産関係もふんのところの処理をしっかりとしないと、そこでミミズやさまざまな微生物が鳥の餌として野鳥が集まりやすい。そこからさまざまな病原菌が伝播してくるのではないかなという話がありますので、ふんの処理をしっかりと注意してやっていかないと、また再発するような気がしてならないのですが、その辺りはひとつ再度点検する上でも、あと今後の課題としてもぜひ取り組んでいただければと思っています。

次に、感染鶏の埋設処分、防疫に対応する体制についてお尋ねしたいと思います。埋設

等の防疫に県職員の皆さん方も大変——24 時間体制、それから厳寒期ということ、それから防護服を着ながら作業しなければならないということで、休憩場はあるのか、睡眠とか食事はどうなっているのか非常に心配をしておりますし、また精神的にいろいろな負担もあるのではないかと、いろいろなことを含めて心配しているのですが、まず発生時の即応体制はどうなっているのか。

それから、通常業務の中で、感染鶏の埋却処分、防疫措置等に多くの県職員、関係自治体職員等が対応されたと思いますが、改めて御慰労申し上げますとともに、どのような陣容、勤務体制、交換体制、現地休憩所、食事等の現地の勤務環境、これらについて知り得る限りでお答えいただければと思います。

○佐々木振興・衛生課長 発生時の即応体制についてでありますけれども、令和 7 年 1 月に発生した鳥インフルエンザの防疫作業の振り返りも踏まえ、県では管理対応課題検討会議を立ち上げ、効率化を検討するとともに、県職員の負担軽減等防疫作業の効率化を図るため、今年度、家畜防疫事案に係る庁内体制の見直しを行っております。

具体的には、対策本部運営の総合調整機能を復興防災部に集約しまして、指揮命令系統を明確にしたところでございます。これにより、県対策本部の設置や発生時の連絡体制の迅速な意思決定が可能となり、現場対応も一層円滑に進められる体制となっております。

また、災害発生時の体制に準じ、県対策本部に復興防災部、農林水産部畜産課及び保健福祉部医療政策室を中心に関係室課で構成する支援室を新たに設置しています。この支援室では、対策本部の設置、運営や、県ホームページ等を通じた情報発信、民間委託事業者との調整、県職員の動員やバス輸送の計画作成などを一元的に担うこととしておりまして、発生時の即応性を高めているところでございます。

○千葉盛委員長 あと、県職員の関係。

○佐々木振興・衛生課長 防疫措置の体制についてでありますけれども、今回の事案では、復興防災部へ指揮命令系統を一本化することによって支援室を設置し、民間事業者を積極的に活用するなどにより、防疫作業の効率化を図ったところでございます。

殺処分作業の民間事業者への委託についてですけれども、令和 7 年 1 月の事案では、5 事例中 4 事例目からの導入であったことに対して、今回は初日から委託することができ、迅速な殺処分につながったものと認識しています。

また、民間事業者への委託内容も拡充しておりまして、従来県職員が担っておりました集合施設や現地拠点施設の運営につきましても、一部委託したことにより、職員の健康面への配慮と職員のさらなる負担軽減が図られたものと考えております。

今後も民間事業者の活用を進めながら、家畜伝染病発生時に迅速かつ的確な防疫措置が実施できるよう取り組んでまいります。

○高橋はじめ委員 さまざまな体制整備をされて、それから関係部署も一つになっていろいろ取り組まれているということについてお伺いして、よかったという思いは率直に感じております。私も高病原性鳥インフルエンザの関係だから、農林水産部だろうと思って、

いろいろお尋ね、質問通告しましたけれども、この部分は復興防災部でという話もありまして、何点かは復興防災部にお尋ねしておりますけれども、いずれ大変な時期に時間を争ってというか、早めの対処をしなければ被害が拡大してしまうという作業をされている多くの県職員あるいは民間事業者の方々も御苦労されていると思っております。その中でいろいろな勤務環境の整備というの、やはり目配り、気配りをしていかなければならないと思っております、今回お尋ねしたわけでありまして。

民間に委託をしたから、それでいいというわけにはいきませんので、やはり民間の委託先でも、その辺りがしっかりと取り組まれているかどうか、その辺はぜひチェックしていただきながら、指導もしていただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

二つ目ですが、大船渡市林野火災についてであります。これは令和7年12月議会でもお尋ねしたのですが、新聞報道等を見ますと、民間事業者の林野再生についての取り組みが始まったように感じておりました。森林の復旧や伐採、再造林支援、さまざまな補助金等が今後予定されております。復旧計画は、そういう意味では大変重要だと思います。

民間事業者の林野買収による林野再生事業をどのように把握しておられるのか。それから、補助金の活用に民間事業者の事業計画と、大船渡市、岩手県の森林政策及び林野火災再生計画との整合性、これらはどのように図っておられるのか。県として、どのように進める考えか、お尋ねしたいと思ひます。

○高芝森林整備課総括課長 民間事業者の取り組み事例といたしまして、東京都に本拠地を置く会社では、令和7年8月から森林所有者を対象といたしました相談会を開催しております。今年2月には、大船渡市内に同社の事務所を設置いたしまして、管理の受託や買取りが行われた約110ヘクタールの森林について、今後植栽や保育を進める予定と承知しております。

県では、市、国、関係団体等と設置いたしました大船渡市林地再生対策協議会において、今月末までに策定する復旧計画では、市が事業実施主体となる国の森林災害復旧事業のほか、民間事業をはじめ多様な主体による森林の再生についても盛り込むこととしております。引き続き、森林の復旧が進むよう、関係機関、団体と一体となって取り組んでまいります。

○高橋はじめ委員 わかりました。ありがとうございます。私はなぜこうやって繰り返してお尋ねするかというと、当初の計画と、何年かすると全く違うような林野の使い方をされてしまうと問題があるというような思いがしております。計画がきちんとしていて、その計画も市とか県の森林計画と整合性が取られて、未来に向けても森林政策の中で再生して、あるいは林業を営んでもらって、それぞれ民間事業者で利益が出なければならないと思ひますので、利益も出してもらおうような、そのような形で進むのであればいいのですが、何年かはそういう形でやって、そのままやりたい放題やられても困りますので、その辺は連携するのか、あるいはこういう計画どおりやらないとだめだとか、そういうた

がをはめるとか、何かしら制約的なものがあればいいという思いでお尋ねしたのですが、そういう心配はないのでしょうか。

○高芝森林整備課総括課長 こちらの民間事業者は、大船渡市のほか栃木県や新潟県においても森林再生の取り組みを行っていると同っております。また、こういった事例が令和6年度の森林・林業白書の中で民間企業と協業した森づくりの事例ということで紹介されているところございまして、こうした取り組みは、地域の森林管理に向けた課題解決につながる取り組みの一つと考えております。民間事業者が行う森林復旧の取り組みにつきましては、引き続き注視していくとともに、必要に応じてその後の管理が適切に行われるよう、指導、助言等を行ってまいります。

○工藤剛委員 私からは、大きく2点質問させていただきます。

初めに、予算特別委員会の中でも話が出ましたが、日本一の美味しいお米の国づくり推進事業費ということで、令和8年度は3,960万円ほどの予算案を組んでいます。実際、予算に関する説明書の中にも事業の中身が書かれておりますが、もう少し詳しく教えていただきたいです。

○照井流通企画・県産米課長 日本一の美味しいお米の国づくり推進事業費についてですが、この事業は、県産米の需要拡大、ブランド確立を図るために、関係機関、団体と構成します、いわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会とともに、県オリジナル品種を中心とした高品質良食味米の安定生産でありますとか、販路の開拓、消費者の評価向上の取り組みを進めようとするものであります。

具体的にですけれども、生産面では県オリジナル品種ごとに各地または圏域で栽培研究会を構成していますけれども、この栽培研究会を中心とした現地研修会による技術研さんでありますとか、リモートセンシング技術の活用による生産管理の徹底などの取り組みを継続することとしております。令和8年度は、新たに省力、低コスト技術の普及拡大に向けまして、乾田直播栽培技術の実証などを行うこととしております。

販売面では、米卸売業者とのネットワークを生かしまして販売促進活動を続けていくとともに、いわて純情米消費拡大月間の実施による消費拡大の推進、新米時期のトップセールスによる消費者の皆様へのPRを実施します。また、新たに金色の風、銀河のしずく、そして白銀のひかりのブランド米3品種を合わせたギフトの商品化などによりPRを進めていくこととしております。

さらに、令和8年度は、銀河のしずくがデビュー10周年を迎えます。この機に合わせまして、生産者の皆様等を対象とした記念大会の開催ですとか、実需者と連携しましたキャンペーンなどを行うこととしております。こうした取り組みによりまして、全国トップクラスの米産地としての地域の確立を目指してまいります。

○工藤剛委員 ありがとうございます。

一つ確認したいのは、日本一の美味しいお米の国づくり推進事業の予算として3,900万円ほどで、今話に出ました、いわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会の負担金と

して2,900万円ということで、実質この販売戦略協議会が主体で事業を行うという解釈でよろしいのですか。

○**照井流通企画・県産米課長** いわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会ですが、全農岩手県本部でありますとか、米穀卸売事業者等が参画して構成している協議会でございます。各構成団体からも負担金をいただきまして、生産、販売、PRの取り組みを実施していくこととしております。

○**工藤剛委員** ありがとうございます。

今話が出ました銀河のしずくの10周年記念大会ということで、記念大会やキャンペーンなどをするということですが、もう少し具体的にこういうことをいつ頃やる予定ですよという、何か決まっていることがあれば、教えていただきたいです。

○**照井流通企画・県産米課長** 銀河のしずくの10周年に合わせた取り組みでありますけれども、まず特に4月29日が銀河のしずくの日として、記念日として定めておりますので、消費拡大月間の開始となります。また、それ以降、特に新米時期に合わせてキャンペーンを実施していくとか、または収穫以降、生産者の皆様が参加できる時期に合わせまして、生産者の記念大会等を開催したいと考えています。

○**工藤剛委員** ありがとうございます。

それでは、次に、例えば近年の米価、今年は、令和6年産米、令和7年産米と急騰したわけですが、ただ実際に米農家の安定した収入対策になっているかどうかというのは一つ疑問視しているところであります。というのは、米価格が高いことは、それはもちろん農家や生産者にとってもいいことなわけですが、高くなった反動で、今年度はそれよりも安くなるだろうという話も、今の時点でされているぐらいですから、農家は計画を立てられないというところが一番困ると言われるのです。ですから、高いときは高い、またその反動で安くなったりというと、機械の更新ですとか規模の拡大ですとか、全然収支計画が立てられないというのがあって、ある程度の収支計画が立つくらいの値段でもいいので、それがずっと続いていってくれるような生産になるようにということをよく言われるのです。もちろん私の耳にそういう話が入るくらいですから、県の皆さんにも生産現場からそういう話は入っていると思うのです。実質県が関与することではないと言えば、それまでなのですが、ただやはり安定した生産をもって農家の担い手不足も解消していくという観点からいくと、何かしらの取り組みといたしますか、JAとこういう話をしていますとか、市町村とはこういう話をして生産者の確保に努めていますとかということは、もし話があればお聞かせ願いたいです。

○**日影水田農業課長** 工藤剛委員からお話がありました米価が下落するのではないかと、そういった価格の部分が不安定という声は現場からお聞きしているところであります。

そういった中で、工藤剛委員からもお話ありましたとおり、米の流通というのは、県単独ではなくて、やはり全国でというように認識しております。米の流通については、都道府県単位ではなかなか完結しないということで、全国的な需給に応じて価格というものは

決定されるということで、国全体での対応というのが極めて重要と認識しております。こういった背景の下で、県では国に対して、稲作経営体の所得を確保し経営の安定を図るため、各産地において国内外の需要に応じた米生産が着実に実施できるよう実効性のある対策を講じること、米価が下落した際のセーフティーネット、こういったものをきちっと構築すること、併せて生産者が生産可能な米価の維持安定、加えまして消費者が購入しやすい価格、こういったものにも十分配慮しながら、実効性のある対策を講じることについて要望しているところであります。

また、コスト低減というところも非常に重要だと考えておりまして、県としましては生産者の収益向上に向けまして経営規模の拡大だとか、あとは収量性の高い品種への転換、直播栽培の導入、農地集積など、生産者の所得が安定的に確保できるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○工藤剛委員　ありがとうございます。

今話の中でも、例えば消費者が求めやすい価格帯というようなこともありました。今回の予算特別委員会の中でも話が出ましたが、例えば高温耐性米も含めて、さまざまな品種改良等をやっていくという中で、今までのようにブランド米に対して、さらにブランド化を高めていくという取り組みですとか品種改良というのはもちろんですけど、ただ一方でよく米屋といいますか、生産者というよりも販売会社のほうからいろいろ言われるのは、ブランド米の推進はそれはそれでいいのですけれども、今言われたように一番求められているのは安いというよりも、いわゆるつくりやすい——ブランド米の場合はそれなりに生産する時点での制限といいますか、基準がありますので、それよりもつくりやすく、例えば収量が取れるような米の品種改良ということで、ブランド米よりは多少味覚が落ちたにしても、求めやすい価格であれば、単価が少しぐらい安くなっても数量でカバーできるというほうが今の市場にとってはどんどん出ていきやすいのではないかと思います。そういう米の改良といいますか、開発というの、併せて今後必要ではないかということをよく言われているのですが、その辺に関しての県の認識はいかがでしょうか。

○日影水田農業課長　さまざまな高価格帯の米、あとはいろいろ業務用のコメということだと思いますけれども、そういったさまざまなニーズがあるというところについては認識しているところであります。それぞれの価格帯のニーズに対して、しっかりと県としても生産しながら届けていくということが重要だと考えております。

現在三つのブランド米ということで、これらのある程度の価格帯で販売するというところを狙っているところでありますけれども、この三つの品種を一つの県の米をリードする品種ということで今力を入れて中心的に進めているというところでありますので、そういった品種を十分に普及させながら、新しいニーズ、需要もどういった価格帯のものがいいのかというところを団体等の意見も踏まえながら、多収性も加味しながら生産者の所得につながるような品種開発に努めてまいりたいと思います。

○工藤剛委員　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、2点目の花卉のリンドウの振興についてお伺いいたします。岩手県は、全国でも花卉のリンドウは6割以上のシェアを占めている一大産地でございます。私の地元の八幡平市でも安代りんどうというブランドが、21年間連続で販売額が年間10億円を超えているわけですが、やはり気温もあるので、岩手県といっても適した地、そうではない地が出てくるとは思うのですけれども、県としても振興させていきたいという立場で質問させていただきます。

まず、現在岩手県の中でもリンドウの生産者の件数というか戸数、それと生産面積と販売金額がどうなっているかということ。そして、正確な数字ではなくていいので、近年、要は戸数は減っているけれども、面積はふえているとか、面積は減っているけれども、生産額がふえているとか、何か近年の動向といいますか、傾向がどうなっているのかお伺いします。

○**柏原農産園芸課総括課長** 本県のリンドウの生産状況についてということでございます。

令和6年の本県のリンドウにつきまして、県の調査では生産者の戸数というのは423で、5年前の令和元年と比べまして2割減っているという状況になっております。また、国の統計によりますと、栽培面積は209ヘクタール、産出額については20億円ということで、5年前と比べまして、どちらもほぼ横ばいという状況になっております。

○**工藤剛委員** ありがとうございます。

リンドウの場合は、すごく病気に弱いといいますか、薬をかける頻度もほかよりも多くしなければ、まともにうまくできないというのがあるのですが、いわゆる病気に対して県として対策といいますか、どのように考えていらっしゃるかをお伺いします。

○**柏原農産園芸課総括課長** リンドウの病気の対策ということでございます。八幡平市内で多発しているリンドウの節間短縮症、いわゆるこぶ症についてでございますけれども、発生原因はいまだ明らかになっていないところであります。岩手県農業研究センターが発生実態の調査を行いまして取りまとめました発生防止対策に基づきまして、農業改良普及センターでは、こぶ症の発生防止に効果が期待されます明渠を設置することですとか、あと発症が疑われる株を圃場外に持ち出すことなどを指導しておりまして、こういった取り組みについては定着してきており、効果が現れてきていると聞いております。

○**工藤剛委員** 生産者といいますか、個人では病気対策というものの原因というのは追求できないので、ぜひともそういう指導をまたよろしく願いいたします。

最後に、やはりリンドウの場合、ほかの収穫物と違うのは、収穫時期になるともう待ったなしで花が咲くといいますか、そこが一番大変なところなのですが、今期待されるのはスマート農業といいますか、リンドウ分野でのDXの推進はどうなっているのでしょうか。

○**柏原農産園芸課総括課長** リンドウの分野でのDXの現状ということですが、県では生産者の高齢化ですとか労働力の不足といった状況が続く中で、リンドウの生産拡大に向けまして、岩手県花き振興計画に基づきまして、AIを活用した省力化技術の開発と導入を促進しているところであります。

具体的には、リンドウの栽培管理の作業時間の4割を占めます収穫、選別、調製作業につきまして、産地と連携いたしまして令和4年からA I 技術を活用した自動選花機の開発に取り組んでいるところであります。今年度は選花の判別精度が約9割となるなど、実用化が近づいているという状況であります。令和8年度につきましては、選花から結束まで一連の作業ができますA I 選花ラインの開発も取り組みますほか、生産者の規模拡大を進めるために産地における共同選花体制の導入を検討していくということにしております。今後もD Xなどの先端技術確立しまして、リンドウの生産拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

○**工藤剛委員** ありがとうございます。令和4年度あたりから取り組んでいるということで、私もその話は聞いておったのですが、やはり3年、4年たってもいま一つ、当初これはいいのではないかと期待したほどの普及があまり見られないと思っているのですが、その辺の原因といいますか、今後どんな形でそれを広めていくつもりなのか伺います。

○**柏原農産園芸課総括課長** A I の選花ラインにつきましては、カメラで物を見ながら、判別していくということで、いろいろなリンドウのサンプルを見ながら判定していくことを積み重ねることによって精度が上がっていくというものであります。

これまで例えば花が葉裏に隠れてしまっているものですか、色の関係とかで、カメラで認識できない部分があったという話は聞いております。これらについてもかなり精度が上がってきていると聞いておりますので、実用化は間もなくではないかと考えております。

○**鈴木あきこ委員** 私は3項目質疑要旨を提出していましたが、1項目の共同利用施設については、予算特別委員会で松本雄士委員が質問していた内容とかぶるので、こちらはなしでいきたいと思います。

二つ目の老朽化する農業水利施設について伺います。農業水利施設については、今後10年間に対策が必要な施設を整理した農業水利施設の維持更新計画を策定し、毎年度見直しをしながら、補修、更新を進めていくとあります。以前質問したときに、令和6年度は頭首工、水路の約3割、ポンプ場については約7割がもう耐用年度を経過しているということでした。地域の方たちによると、水利施設というのはたくさんあるので、自分たちのところはいつ整備されるのかという声も聞かれます。これについては、土地改良区がかかわることということは承知しておりますが、今後10年間に対策工事が必要とされる農業水利施設は県内でどの程度あるのか。

また、農業水利施設の維持更新計画に位置づけられている施設はどの程度あり、その10年間の計画に入っていない地域があるのかを伺います。

○**黒田企画調査課長** 農業水利施設の維持更新計画に関してですけれども、県では毎年度、農業水利施設の老朽化状況等の調査を行いながら、今後10年間に対策が必要な施設を農業水利施設の維持更新計画に位置づけて対策工事に取り組んでいるところであります。

今年度、この計画には、例えば100ヘクタール以上の受益を有する水路につきましては、全体の約4割に当たる580キロメートルと位置づけております。この計画に位置づけてい

ない残りの施設、これについては耐用年数を超過していないもののほか、施設の機能が損なわれていないと判断されたものなどになりますけれども、近年、農業水利施設の破損事故が発生しております。そうした中で、老朽化状況の調査対象を拡大していく必要があると認識しております。このため、県では耐用年数にかかわらず、一定期間を経過した施設については前倒して調査をするなど、引き続き土地改良区等と連携をしながら、農業施設の老朽化対策に取り組んでいきたいと考えております。

○鈴木あきこ委員 ありがとうございます。米づくりには、農業水利施設は要であると考えておりますので、そのとおりやっていただきたいのですが、今回策定された農業水利施設の維持更新計画、令和8年度版のところに年度事業費の比較があって、これまでの従来型の更新という計画であるものを、今年度から整備手法を予防保全、あと補修、更新という三つのものにしていくと、かかってくる経費が削減されるという内容がありました。順次、水利施設を点検していったら、まず補修であつたり保全であつたりということをやっていくのはわかるのですが、一定程度時間がたつてくると、その補修したものとか、あと予防保全をしたものが逆に今度は更新が必要になっていくことというのはあるのではないかと思います。そうすると、予算が2031年をピークにだんだん下がっていくという計画になっていますが、予防保全、補修の一定程度時間がたったときのことというのはどのように考えているのか伺います。

○黒田企画調査課長 鈴木あきこ委員御指摘のとおり、一定程度を経過して、補修とか、そういった対策を講じたものについては、その時点ではある程度寿命が延びる形になりますけれども、ずっと延び続けるわけではありませんので、ある時点では更新工事というのが必要になってきます。これについては、やはりそういったものも含めて機能診断をしっかりと行って、いつそういう応急処置的な対策をして、それがいつ長寿命化されて、いつまでに更新しなければいけないかということも含めて、劣化のシナリオをつくって計画的にやっていくと、こういった取り組みをしっかりとやっていきたいと思っております。こういった取り組みをしながら、一気に更新するとピークは相当大的な費用が必要になりますけれども、そういった延命化を図りながら費用を平準化していくという、こういった取り組みをしながら、整備コストと機能維持のバランスをしっかりと取りながら、取り組んでいきたいと考えております。

○鈴木あきこ委員 ありがとうございます。わかりました。先ほども申したとおり、昨年も水利施設に水が来ないとか壊れたとかというところがあったので、最近の気候は今までと同じではないというところも考えると、ここは点検も非常に重視されるころだと思いますので、ぜひ米づくりに困らないように水利施設の整備も行っていただきますようお願いいたします。

次に、家畜人工授精師についても、有資格者の方の把握と、また研修、講習をするというところまで進めていただきましてありがとうございます。

では、産業動物獣医師確保についてのところで伺います。私、県議会12月定例会におい

て、産業動物獣医師の確保について質問をしたのですが、そのときに開業獣医師の移住などにより、安定的に獣医療が提供できる体制が構築されているという答弁がありましたが、現在の岩手県内の産業動物獣医師の充足状況を伺いたいと思います。

○佐々木振興・衛生課長 産業動物獣医師の充足状況についてでありますけれども、県では令和3年3月に策定しました獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画におきまして、牛などの産業動物の診療獣医師と農林水産部の公務員獣医師を合わせた獣医師の活動目標として、令和12年度に235名としております。令和6年12月末現在では213名と22名少ない状況となっております。

○鈴木あきこ委員 なぜそれを伺ったかという、大丈夫だという答弁だったので、安心していましたが、実は今年に入ってから盛岡市の畜産会という農家の集まりがありまして、そこに行ってお話を伺ったときに、どうも獣医師が充足しているというか、間に合っているという状況ではないというお話を伺いました。盛岡市だけが極端に少ないのか、確保されている獣医師がどのような配置、要は獣医師の偏在化があるのか伺います。

○佐々木振興・衛生課長 産業動物獣医師の充足状況についてでありますけれども、内訳につきましては、産業動物の診療獣医師について、先ほどの計画の中での確保目標としましては155名に対して、令和6年12月末現在では152名と3名少ない状況となっております。

鈴木あきこ委員御指摘の産業動物獣医師の偏在化についてでありますけれども、やはり飼養頭数、それから農家戸数にも地域によって偏在がございますので、それに応じた形で、例えば沿岸地域ですとか、そういった地域では獣医師数が少なくなっているという状況になっております。

○鈴木あきこ委員 ということは、県としては、人数は確保できている、充足されているという認識ですが、現場がそうではないということは、牛とかの頭数であつたりのところで獣医師の偏りがあるということだと思のですが、それを少ない地域に県は何か手だてをするというか、対策をとっているのでしょうか。

○佐々木振興・衛生課長 県としましては、令和6年度から獣医師の確保等につきまして、産業動物獣医師の確保のあり方ですとか、そういったところを検討しているところであります。沿岸地域の診療獣医師が少ない地域におきましては、広域での診療というところで、その地域以外に、隣接する地域等から獣医師の診療をしていただけるような体制を構築して、現在、対応しているところであります。

○鈴木あきこ委員 人数は確保できて——3人は減っていますが、目標達成できているけれども、畜産農家たちがそれが実感できていないというところは、すごく認識がずれていると思います。

沿岸地域が特に少ないのであれば、広域とは言いますけれども、この前行った畜産会というのは、全国農業協同組合連合会が参加して、いかにして畜産業でもうけるかという勉強会でした。やはり畜産業の方たちはボランティアでやっているわけでもないし、自分

たちのなりわいのためにやっているのであるから、それがひいては畜産県岩手を支えているところだと思いますので、獣医師の偏りはぜひ解消していただきたいと思います。

そして、先ほど獣医師を確保するということでしたが、獣医師というのは大学も6年ですし、獣医師になったからすぐ現場に出られるかというと、そうではないので、それは地道にやっていただきたいと思いますが、岩手大学獣医学部附属産業動物臨床・疾病制御教育センターと連携して、衛星回線を使って遠隔診療を実証実験しておりますということでした。令和8年度には民間家畜診療所に対して、国事業を活用した遠隔診療の導入を促進するなど、遠隔診療の早期実用化に向けて、大学であつたり獣医師会であつたり、関係団体と連携して取り組んでいくとの答弁がありましたが、令和8年度には遠隔診療の早期実施に向けて、どのような方向性を持って進めていくのか、今後の見通しも含めて伺います。

○佐々木振興・衛生課長 遠隔診療の方向性等についてでありますけれども、県では令和8年度、民間家畜診療所に対して、国の事業を活用した遠隔診療の導入を促進するなど、遠隔診療の早期実用化に向けまして、岩手大学や一般社団法人岩手県獣医師会などの関係団体と連携しながら、実証試験に取り組むこととしております。具体的には、民間家畜診療所の獣医師が電波の届かない農場でも、衛星通信によって診療管理ですとか医療通話などができる専用アプリを活用しまして診療を行い、県と関係団体では遠隔診療の有効性ですとか課題を把握、分析することとしております。

また、県内の民間獣医師等を対象に研修会を開催しまして、令和8年度の取り組み内容ですとか成果等を紹介するとともに、国等の専門家から御助言をいただくこととしております。民間家畜診療所が早期に遠隔診療を実施できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○鈴木あきこ委員 ありがとうございます。やはり獣医師が少ない課題と、そして獣医師がすぐ養成できるわけではないという観点から見れば、遠隔診療は大変有効なものだと思っております。ただ、まだ今実証実験をしている段階で、先ほどの話に戻りますけれども、沿岸地域に獣医師が少ないという現状を踏まえれば、遠隔診療が全県的にできる状況に至るまでの間の獣医師が少ない地域に対して、県はどのようにサポートをしていくのか伺います。

○佐々木振興・衛生課長 遠隔診療について、来年度計画しているところでは、沿岸地域での実用化、それから獣医師等を想定しながら、現在どのような対応をしていくかという検討をしているところです。

それから、獣医師をすぐには養成できないところがあるかと思いますけれども、それにつきましては、これまで産業動物獣医師の確保のあり方を進めていく中で、いろいろな御意見をいただいているところですので、関係団体等と一体となって、今後行っていく対応については検討を進めてまいりたいと考えております。

○鈴木あきこ委員 令和3年に策定された獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画には、NOSA I——農業共済組合の数字も入っているので、現在随分状況が変わ

ってきて、この中に書いてあるのは社会情勢等が変わったならば随時変更もできるのだとなっておりますので、ぜひそういうところでも変更をかけながら、獣医師が不足して困っているところの対応、支援もしていただきたいと思います。また、遠隔診療も早急に進めていただきたいと思います。

まずは、畜産農家が困らない状況を早くつくっていただきたい。もう何年も続いている状況なので、そこから岩手県で畜産業をやっていてよかった、私たちのおかげで岩手県は畜産県になっているという実感を持ってもらうような県の対応をお願いして終わります。

○千葉盛委員長 昼食時間にかかりますが、審査を継続したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員 私も獣医師関係の質疑でしたので、簡潔にしたいと思いますし、まず冒頭に今年度、いわて農業生産強化ビジョンの策定や岩手県立農業大学校の計画、そして今の獣医師の体制ということで、多々皆様方には御尽力をいただいたと思っております、感謝を申し上げたいと思っております。また、農林水産部長はじめ、異動もあると思っておりますので、異動先での御活躍を祈念したいと思っております。

それで、獣医師の関係を細かく通告していましたので、後ほど少し打ち合わせしたいと思っておりますが、大きく獣医師の計画等を含め、見直しをしつつ、さまざまな関係団体と意見交換されていると思います。岩手県として、そういった意見交換を踏まえ、今後どういうスケジュールの中で、どのようにしていこうと考えているのかというのが一点。

もう一点が、畜産課の今後の体制です。獣医師確保について、いろいろ工夫されているように思いますが、どのような体制で獣医師確保に向けた取り組みをしていこうとしているのか伺います。

○佐々木振興・衛生課長 これまでの獣医療の計画等に対する具体的な意見と今後の体制の方向性、それからスケジュールについてでございますけれども、県では昨年度から今後の獣医療を提供する体制のあり方に関する意見交換では、獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画に係る意見として、現在の農家戸数や診療獣医師の偏在の状況、診療地域が広域化していることから、診療獣医師の連携強化が必要などといった意見が挙げられているところです。

県としましては、牛の飼養頭数や診療獣医師の配置状況、岩手県農業共済組合の体制などを踏まえ、現在の岩手県農業共済組合を基本とした地域区分から岩手県農業共済組合と民間家畜診療所を連携した体制に見直す必要があると考えております。こうしたことなどを踏まえまして、獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画の検証、見直しを行うため、今年2月に岩手大学や関係団体、生産者等で構成する有識者会議を設置し、獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画の素案について意見を伺ったところでございます。今後、有識者の会議でさらに意見をいただきながら最終案を取りまとめ、今年の夏頃の策定、公表を目指して取り組んでまいります。

○**尾形管理課長** 地域参加の組織体制についてでございますが、安定的な獣医療の提供体制の整備に向けて、令和８年度が重要な年となりますことから、関係団体等と連携し、産業動物獣医師の確保であるとか、産業動物を診療できる獣医師の養成、広域的な人材活用策等に取り組むため、畜産課振興・衛生課長の下に新たな獣医療対策を担当する特命課長を設置して、畜産課の組織体制を強化して取り組みを進める予定としております。

○**菅野ひろのり委員** 引き続き、４月以降もその体制の下でしっかりとした獣医療体制の構築をお願いして終わりたいと思います。ありがとうございます。

○**千葉盛委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉盛委員長** ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りします。次回４月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、大規模農業経営等の取組について、といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉盛委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細については、当職に御一任願います。

おって、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続調査の申出を行うこととしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査については、お手元に配付しております令和８年度農林水産委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については、当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉盛委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。